

13. 近世後期から明治初年における岩座神村の村中小入用帳と村財政

上武 恒介

はじめに

本稿は、岩座神村に伝来した「村中小入用帳」（以下、一般的名称である「村入用帳」に統一）を素材に、近世後期から明治初年における岩座神村の村入用帳の性格と村財政の実態について検討しようとするものである。村入用とは、主に近世において村運営に必要とされた年貢以外の経費の総称であり、その費目は年貢輸送費や村役人給、河川池堤普請の人足賃、祭礼費など多岐にわたる⁽¹⁾。岩座神村には、文化14年（1817）、安政7年（1860）、文久2年（1862）、元治元年（1864）、元治2年、明治5年（1872）に作成された計6冊の村入用帳（順に岩座神地区文書1-109、2-9、1-96、1-24、1-32、1-30）が残っており、本稿ではこれらの史料を分析の対象とした。

1. 村入用帳の研究状況と分析法

ここでは、村入用帳の研究状況と分析法について述べる。村入用帳に着目して研究を行なったのは児玉幸多氏や菅原憲二氏であったが、それ以来十分な研究蓄積を得るに至っていない。その要因として菅原氏は一般的準則の設定、一律的な分類の難しさをあげている⁽²⁾。したがって、今回はその分類法を提示した氏の研究を参考に、①年貢納入関係の入用、②領主夫役の貨幣化した入用、③純粹な村の経費である狭義の村入用に費目を分類した（表1、表2）。その上で、分類した費目や金額の変化から岩座神村における村入用帳の性格と近世村財政の実態を分析していく。なお、村入用帳は該当年次の翌年に作成されるため、実際の年代は1年遡る。また、村入用帳の内容・体裁については以下の、史料1「元治元年去亥正月の十二月迄 村中村入用帳」（岩座神地区文書1-24）を参照されたい。

2. 近世後期における村入用帳の性格

まず、6冊の村入用帳はその体裁・形態から村内で下帳簿として作成された横帳（文化14年）と役所へ提出された縦帳（安政7、文久2、元治元、同2、明治5年）の2種類に大別できる。この点は、「村入用帳には、初期以来の算用の系譜をひく村内割付帳と、それにある程度の整理選択や付加をうけた差出帳とが併存する」とした菅原氏の見解⁽³⁾と一致する。

このような史料の性格を確認した上で、費目ごとに当時の社会情勢との対応関係をみていく。文化13年にはなかった「猪鹿番賃銀」が安政6年に登場していることは、天保3年（1832）の「乍恐以書付奉願上候」（岩座神地区文書1-101）にみられる獣害と対応している。また、安政6年は「正五九月御日待入用銀」も増加しているが、この背景には安政5年のコレラ流行や幕末動乱期の不穏な

情勢があり、当時の民衆の心情も反映していると考えられる。実際、万延2年（1861）の「宗門人別御改帳」（岩座神地区文書1-112）をみると安政5年から安政7年出生の年代層が不在であり、当該地域でも流行病の影響があったことが想定できる。

一方で、社会情勢の影響がみられない例もあった。文久3年には尊攘派による生野の変が勃発するが、当該地域が生野代官所領であるにも関わらず村入用帳の費目・金額共に大きな変化が生じていない。加えて、「慶応二年丙寅八月 奉差上御請証文」（岩座神地区文書1-21）からは「其郡中村々之儀者米価高直」であることが確認できるが、村入用帳には米価高の影響がみられない。なお、文久元年の御日待入用が欠落していることは注目されるが、史料上の合計額は安政6年から元治元年まで一致しているため偶発的なものと考えられる。これらのことから、幕末期における村入用帳（この場合差出帳）はある程度の社会情勢を反映するが、形骸化により実際の村財政とは乖離している可能性を指摘できる。

3. 近世後期における村財政

では、近世後期における村財政の実態とは如何なるものだったのか。菅原氏は先述の様な史料の性格を述べた上で、差出帳の成立過程について、「（幕令により、筆者註）庄屋の裁量の大きさに起因する不正勘定、不正割り付けをめぐる村方騒動を防止するために、村入用帳の公開作成・領主への差出を代官に指示した」としている⁽⁴⁾。しかし、安政6年の代官交代時に作成された「奉差上御請書」（岩座神地区文書1-76）には、「自分并手附手代廻村休泊之節、一汁一菜之外決而馳走ケ間鋪致間敷候、勿論村方諸勘定等二而立会候節も酒肴等不用、都而村入用不相遂様可致候」とある様に、近世後期以降村入用に対する幕令は節約の一辺倒となり⁽⁵⁾、村役人処罰などを命じた近世前中期のこの点においても、村財政の民主化という意義を担っていた差出帳の形骸化を指摘できる。さらに、表3からは藤四郎が百姓代を30年以上務めるなど村役人の固定化がみられ、専断的な村政の一端を窺うことができる。したがって、近世後期の岩座神村においては、小前百姓の村入用帳作成による村政参加という差出帳成立期の意義を失い、村役人層によって固定化されたと考えられる。

4. 明治初年における村入用帳 —近代村財政への継承面—

慶応4年（1868）には明治維新をむかえるが、村入用帳は引き続き作成され、村役人の役職名や年貢納入関係の費目も残った。さらに、史料にみられる「永納」は幕府領特有の表現である⁽⁶⁾ことも考慮すると、明治5年の地租改正事業開始前という条件を付ければ、年貢村請制に規定された近世村財政の制度・慣習が幕府滅亡後断絶せず、在地では一定の効力を有していたと考えられる⁽⁷⁾。これらは村財政に限らず近世・近代移行期の村落実態を考える上でも普遍化できるのではないだろうか。

これ以後の村財政は、明治初期の「明治六年酉七月の九月迄 村入費書上帳」（岩座神地区文書1-158）、昭和初期の「昭和八年度歳入出決算帳」（岩座神地区文書2-254）などにみられるように、年貢村請制など領主側の政治的対応を反映した財政構造を脱し、村の経費のみを書き上げる近代

村財政が確立した。他方で、特に明治期においては村役人給、人足賃などの費目、帳簿の体裁、作成手順など近世から引き継がれる側面もあり、近世・近代の連続面にも注目する必要がある。

おわりに

以上本稿では、わずか6冊の「村中小入用帳」から岩座神村の村入用帳の性格と村財政の実態を検討した。結論を端的にまとめれば、以下の2点のことが言えよう。

第1に、近世後期における当該地域の村入用帳、とりわけ差出帳は必ずしも村財政の実態を反映しているわけではなく、近世後期には村財政の民主化という本来の意義を失いつつあった点である。第2に、同地域において、近代村財政の確立には近世で培われた財政管理方法が引き継がれている点である。従来、村入用帳の研究では村財政の実態と差出帳の乖離の可能性については言及されていたが、近世後期における村入用帳の意義の変容を解明したものはなかった。また、対象とする時期は村入用帳成立期に偏りがちで、近世・近代過渡期における分析は少なかった。

本稿では史料の残存状況から十分な検討はできなかったが、近世村落の構造変化、近代村財政の成立過程を解明するためには、幕府領、旗本領、大名領など多様な地域かつ長期的な視野での村入用帳の比較分析が今後の課題といえる。

註

- (1) 菅原憲二「近世村落と村入用」『日本史研究』199、1979年、第1章。
- (2) 菅原憲二「村入用帳の成立—近世村入用の研究・序説—」『日本古文書学論集』12近世Ⅱ、吉川弘文館、1987年、403頁。
- (3) 前掲、菅原憲二「近世村落と村入用」120頁。
- (4) 前掲、菅原憲二「近世村落と村入用」96～97頁。
- (5) 菅原氏は、村入用に関する幕令の段階を17世紀中期＝公正な割付、出入抑制のための村入用帳作成、18世紀中期＝村入用帳の作成強制、村役人処罰、割掛法の原則、18世紀以降＝節約としている（前掲、菅原憲二「村入用帳の成立」393頁）。
- (6) 日本国語大辞典 第二版 編集委員会 小学館国語辞典編集部『日本国語大辞典 第二版』2、小学館、2001年、590頁。
- (7) 渡辺尚志氏は、村惣代の立替機能を構造化することによって成り立っていた村請制が地租改正事業の終了をもって原理的に転換したとしている（渡辺尚志『豪農・村落共同体と地域社会—近世から近代へ』、柏書房、2007年、65～66頁）。

表3 村役人一覧

西暦	月	庄屋	年寄	百姓代
1677	10	権三郎		
1793	5	半左衛門	藏次郎	
1795	9	半左衛門	藏次郎	政右衛門
1804	正	政右衛門	惣五郎	藤左衛門
1808	6	政右衛門	惣五郎	
1832	3	藤四郎	和平	藤左衛門
1835	4	藤左衛門	和平	藤四郎
1838	4	文右衛門	清右衛門	藤四郎
1839	5	藤左衛門	清右衛門	藤四郎
1841	9	藤左衛門	清右衛門	藤四郎
1843	9	茂右衛門	藤左衛門	藤四郎
1845	4	茂右衛門	藤左衛門	藤四郎
1851	3	茂右衛門	藤左衛門	藤四郎
1853	3	茂右衛門	倉治郎	藤四郎
1856	4	茂右衛門	倉治郎	藤四郎
1857	4	藤四郎	倉治郎	茂右衛門
1859	3	倉治郎	茂右衛門	藤四郎
1861	3	倉治郎	李右衛門	藤四郎
1861	8	兵藏	茂右衛門	藤四郎
1862	3	兵藏	茂右衛門	藤四郎
1863	3	茂右衛門	兵藏	藤四郎
1864	3	茂右衛門	兵藏	藤四郎
1865	3	茂右衛門	兵藏	藤四郎
1866	8	茂右衛門	兵藏	藤四郎
1868	正	茂右衛門	兵藏	藤四郎
1869	2	茂右衛門	兵藏	藤四郎
1870	9	茂右衛門	兵藏	藤四郎
1871	4	木原茂右衛門	木原兵藏	木原藤四郎
1872	4	木原茂右衛門	木原兵藏	木原藤四郎

出典：岩座神地区文書

【史料1】(128～129頁参照)

(前略)

一銀七拾五匁五分五厘 是者御役所へ参り候入用ニ御座候
一同三拾匁貳分 是者御廻米ニ付所々江状持其外諸入用銀ニ御座候
一同貳拾九匁六分 是者御年貢御廻米入用ニ御座候
一同貳拾三匁三分 是者御用水井堰入用ニ御座候
一同貳拾三匁六分 是ハ所々江人足賃銀ニ御座候
一同拾五匁五分 是ハ年内堂宮修覆入用ニ御座候

(中略)

合銀五百八拾匁三分七厘
高九拾石五斗貳舛六合ニ割
但シ高壺石ニ付
六匁四分壺厘六毛内ニ当ル

一米二斗八升 是ハ御廻米ニ付入用米ニ御座候
一同壺斗八升五合 是ハ氏宮祭礼ニ付諸入用米ニ御座候
一同貳斗八升 是ハ御免割其外品ニ入用米ニ御座候
一同壺石 是ハ庄屋壺歩給米ニ御座候

(中略)

合米四石四斗三升五合
高九拾石五斗貳升六合ニ割
但シ高壺石ニ付四升六合当ル
播州多可郡岩座神村
竹藏 (印)
久四郎 (印)

(中略、以下 15 名)

百姓代 藤四郎 (印)
元治元年 年寄 兵藏 (印)
子三月 庄屋 茂右衛門 (印)

羽田十左衛門様
御役所

前書見置者也

羽田十左衛門
子四月御役所 (印)

表1 費目・金額の変遷

項目/年	費目	文化 13	安政 6	文久元	文久 3	元治元	明治 4	
年貢納入関係の 入用	運賃など	御廻米諸入用	25.530	29.500	29.600	29.600	29.600	—
	渡賃	御上納入用掛屋相渡	14.340	—	—	—	—	—
	欠米代	瀧野高砂先割銀	—	9.550	7.550	7.550	7.550	0.798
	蔵敷賃	江戸浅草出所入用	7.300	—	—	—	—	—
	渡賃	大坂御陣屋入用掛屋相渡	12.560	—	—	—	—	—
	免割入用	庄屋年寄村中立会御免割入用	20.100	—	—	—	—	—
領主夫役の入用	夫役の入用	大坂御陣屋入用	7.200	—	—	—	—	—
		生野御陣屋入用	5.000	5.100	5.100	5.100	5.100	—
		年中諸役其外品々入用	—	43.500	38.500	38.500	38.500	—
		状持人足賃	25.000	33.200	30.200	30.200	30.200	0.227
		所々江人足賃	—	23.100	23.600	23.600	23.300	—
		狭義の村入用	共同体内入用	播州郡中入用	26.880	—	—	—
		当郡中入用	37.770	—	—	—	4.050	
		当組入用	19.500	—	—	—	—	
		組割入用	—	95.200	97.200	97.200	97.200	—
		惣代入用割銀	—	15.800	14.800	14.800	14.800	—
		村中山々札銭	7.100	—	—	—	—	—
	普請の人足賃	井堰・道直し人足代	40.550	23.400	23.300	23.300	23.600	0.232
	治安関係入用	猪鹿番賃	—	55.520	55.520	55.520	55.520	8.471
	村役人出張費	庄屋御役所へ参節宿銭	80.500	72.550	75.550	75.550	75.550	2.270
	祭祀・儀式 入用	正五九月御日待入用	24.500	59.550	—	60.550	60.550	—
		氏宮氏寺諸入用	10.500	—	—	—	—	—
		氏宮祭礼之節村中立会諸入用	—	55.600	60.600	60.600	60.600	1.000
		堂宮修覆入用	—	16.000	15.900	15.500	15.500	0.817
		やわた八幡宮寄附	—	—	—	—	—	0.250
		永納封料	—	—	—	—	—	0.475
	合計	364.330	537.570	477.420	537.570	537.570	18.589	
	年貢納入関係の入用	22%	7%	8%	7%	7%	4%	
	領主夫役の入用	10%	20%	20%	18%	18%	1%	
	狭義の入用	68%	73%	72%	75%	75%	94%	
	合計 (%)	100%	100%	100%	100%	100%	100%	

※単位は文化 13 年から元治元年は匁、明治 4 年のみ貫。

表2 費目・石高の変遷

項目/年	費目	文化 13	安政 6	文久元	文久 3	元治元	明治 4		
年貢納入関係の 入用	運賃など	御廻米入用	0.130	0.310	0.220	0.280	0.280	—	
	欠米代	瀧野高砂大坂用米	—	—	—	—	—	0.756	
	免割入用	村中御免割入用	0.166	—	—	—	—	—	
狭義の村入用	共同体内入用	御免割其外所々入用	—	0.325	0.280	0.280	0.280	—	
		村中山々札米	0.183	—	—	—	—	—	
	治安・普請 関係入用	稲番其外道橋繕入用	—	1.755	1.650	1.650	1.650	—	
		村役人給料	庄屋給米	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
			年寄給米	0.200	0.200	0.200	0.200	0.200	0.150
	山廻夫(歩行)給米		0.600	0.600	0.600	0.600	0.600	0.600	
	祭祀・儀式 入用	御日待入用	0.156	—	—	—	—	—	
		氏宮祭礼	—	0.215	0.185	0.185	0.185	—	
		合計	2.435	4.405	4.135	4.195	4.195	2.506	
		年貢納入関係の入用	12%	14%	12%	13%	13%	30%	
	狭義の入用	88%	86%	88%	87%	87%	70%		
	合計 (%)	100%	100%	100%	100%	100%	100%		

※単位はすべて石。

編集後記

歴史学科2年次の学生を対象に「文化遺産学フィールド実習」の授業を設け、長年にわたって基礎的な調査を実践する場として活用してきた。これまで、数多くの市町でお世話になり、夏休みを中心にフィールドワークをおこない、そのそれぞれの取り組みについては、その後の調査などを経て、単発で報告などにとりまとめてきた。今回、兵庫県多可郡多可町で分野横断的な調査をおこなうことができ、また科研のテーマである山寺研究を裨益する研究成果がまとまったため、本書を編むことになった。多大なご援助をいただいたみなさまに改めて謝意を表したい。(ひ)

表紙・裏表紙写真

上左：五霊神社の調査風景（菱田哲郎撮影）

上中：旧神光寺跡の調査風景（菱田哲郎撮影）

上右：岩座神地区文書の調査風景（東昇撮影）

下：岩座神地区の棚田景観（安平勝利撮影）

裏表紙：神光寺仁王門と千ヶ峰（岸泰子撮影）



京都府立大学文化遺産叢書 第29集

播磨神光寺と岩座神地区の文化遺産

編集 菱田 哲郎（京都府立大学文学部教授）
岸 泰子（京都府立大学文学部准教授）
発行 京都府立大学文学部歴史学科
〒606-8522 京都市左京区下鴨半木町 1-5
発行日 2024年3月29日
印刷 株式会社 北斗プリント社
〒606-8540 京都市左京区下鴨高木町 38-2